

中津市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年11月16日

中教規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、中津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年中津市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(中津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の準用)

第2条 中津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公の施設の指定管理者の手続等は、中津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年中津市規則第142号。以下「中津市規則」という。）の規定を準用する。この場合において、中津市規則中「市長」とあるのは、「中津市教育委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。